立命館大学大学院
2023年度実施　入学試験
博士課程前期課程
法学研究科
法学専攻

入試方式	コース	実施月	論文				外国語			
			試験科目(*)		ページ	備考	試験科目(*)		ページ	備考
一般入学試験	研究	9月	法哲学 法史学 法社会学 憲法 行政法 税法 刑法 刑事訴訟法 民法 民事訴訟法 商法 労働法 社会保障法 経済法 国際法 国際私法 知的財産法 政治学 政治史 政治思想史 国際政治論 行政学	論文2科目選択	P.1～		英語	外国語 1科目選択	×	
							ドイツ語		×	
							フランス語		×	
		2月			P.4～		英語		×	
							ドイツ語		×	
							フランス語		×	
	リーガル・スペシャリスト/公務行政/法政リサーチ	9月		論文1科目選択	P.1～					
		2月			P.4～					
社会人入学試験（一般）	リーガル・スペシャリスト/公務行政/法政リサーチ	9月		論文1科目選択	P.1～					
		2月			×					
社会人入学試験（有資格者）	リーガル・スペシャリスト/公務行政/法政リサーチ	9月								
		2月								
外国人留学生入学試験	研究	9月		論文2科目選択	P.1～					
		2月			P.4～					
	リーガル・スペシャリスト/公務行政/法政リサーチ	9月		論文1科目選択	P.1～					
		2月			P.4～					
学内進学入学試験	研究	9月								
		2月								
	リーガル・スペシャリスト/公務行政/法政リサーチ	9月								
		2月								
学内進学入学試験（経営学研究科との大学院教育相互協力にもとづく入学試験）	リーガル・スペシャリスト	2月								
飛び級入学試験	リーガル・スペシャリスト/公務行政/法政リサーチ	2月								

*選択のなかった科目は掲載していません

【表紙の見方】
×・・・入学試験の実施がなかった等の理由で入学試験問題の作成がなかったもの、または、問題を公開しないもの
斜線・・・学科試験（筆記試験）を実施しないもの

立命館大学大学院
2023度実施　入学試験
博士課程後期課程
法学研究科
法学専攻

入試方式	実施月	専門科目				外国語			
		試験科目(*)		ページ	備考	試験科目(*)		ページ	備考
一般入学試験	2月	法哲学 法史学 法社会学 憲法 行政法 税法 刑法 刑事訴訟法 民法 民事訴訟法 商法 労働法 社会保障法 経済法 国際法 国際私法 知的財産法 政治学 政治史 政治思想史 国際政治論 行政学	※外国語 2科目 もしくは 専門1科目＋ 外国語1科目	P.7～		英語	※外国語 2科目 もしくは 専門1科目＋ 外国語1科目	P.9～	
						ドイツ語		×	
						フランス語		×	
一般入学試験 （法務博士）	2月		論文1科目 選択	×		英語	外国語1科目 選択	×	
						ドイツ語		×	
						フランス語		×	
一般入学試験 （司法試験合格者）	2月					英語	外国語1科目 選択	×	
						ドイツ語		×	
						フランス語		×	
社会人入学試験	2月					英語	外国語1科目 選択	×	
						ドイツ語		×	
						フランス語		×	
外国人留学生 入学試験	9月		論文1科目 選択	×					
	2月			P.7～					
学内進学 入学試験	2月								

*選択のなかった科目は掲載していません

【表紙の見方】
×・・・入学試験の実施がなかった等の理由で入学試験問題の作成がなかったもの、または、問題を公開しないもの
斜線・・・学科試験（筆記試験）を実施しないもの

2024年度　法学研究科　前期課程
9月実施入学試験　論文試験問題

注意事項

＊開始の指示があるまで解答を始めないでください。

＊指定の六法および国際条約集以外は使用できません（字句の書き込みのあるものは使用できません）。

＊出願時に届け出た科目で受験してください（科目変更はできません）。

＊答案用紙は必ず1問ごとに1枚使用し、解答欄の冒頭に選択した問題の番号を明記してください。　**例　→　「問題1.」**

＊入試種別により試験時間が異なりますので注意してください。

＊試験開始後、答案用紙上部の記入欄に研究科名・専攻名・課程・受験科目名・受験番号・氏名を記入してください。

記入例：

研究科名	専攻名	課程	受験科目名	受験番号	氏名
法学研究科	法学専攻	前期	民　法	31〇〇〇〇〇〇	立命　太郎

＊試験時間：前期課程

一般入試（研究コース）	10:00～12:00　論文試験（2科目） 13:00～15:00　外国語試験（1科目）
一般入試（リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コース）	10:00～11:00　論文試験（1科目）
社会人入試（一般）	10:00～11:00　論文試験（1科目）
外国人留学生入試（研究コース）	10:00～13:00　論文試験（2科目）
外国人留学生入試（リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コース）	10:00～12:00　論文試験（1科目）

2024年度 法学研究科 9月実施入学試験 論文試験問題

憲法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1．思想・良心の自由について、例を挙げながら論じなさい。

2．衆議院の解散について論じなさい。

税法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1．憲法 84 条の文言によれば、直接的には「課税要件明確主義」は規定されていない。それにもかかわらず、「課税要件明確主義」が租税法の基本原則であるとされるのはなぜか、説明しなさい。そのうえで、租税法規を拡張解釈または類推解釈して課税することが禁止されている理由および課税要件規定に不確定概念を用いる問題点について論じなさい。

2．所得税の所得概念について、代表的な2つの学説を述べて、日本の現行所得税法がいずれを採用しているか、その根拠を挙げつつ説明しなさい。そのうえで、未実現利益の課税上の取扱いについて論じなさい。

国際法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1．人権条約の国際実施措置について論じなさい。その際、その意義と限界について、国際先例等を引用しながら、あわせて論じなさい。

2．公海上において、A国の船舶α号とB国の船舶β号が衝突した。衝突の後、α号からβ号に向けて銃撃が行われ、β号内に乗船していた乗組員が負傷した。この事件の後、α号がB国の港に入港したところ、B国当局はα号の船長・甲を、B国法上の過失による海上交通妨害の罪の容疑で逮捕し訴追した。さらに、銃撃を行ったと疑われるα号の乗組員・乙をB国法上の殺人未遂などの容疑で逮捕し訴追した。

国際法の観点から、公海の制度を踏まえて、(1) 甲に対するB国の刑事管轄権行使について、(2) 乙に対するB国の刑事管轄権行使について、それぞれ論じなさい。

刑法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1．抽象的事実の錯誤について、問題となる事例を挙げながら、論じなさい。

2．窃盗罪の成立要件としての不法領得の意思の意義とその必要性について論じなさい。

民法

次の4問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1．胎児の権利能力について論じなさい。

2．動産の二重譲渡について論じなさい。

3．債権者代位権の転用について論じなさい。

4．共同不法行為の要件について論じなさい。

民事訴訟法

次の２問中から１問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

１．権利障害抗弁、権利滅失抗弁、権利阻止抗弁について、それぞれ具体例を挙げて説明しなさい。

２．賃貸借契約解除に関するいわゆる信頼関係破壊の法理について簡単に説明したうえで、その主張立証構造について論じなさい。

商法

次の２問中から１問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

１．株式会社においては、株式の流動性の程度に応じて、株式譲渡の効力発生要件・対抗要件につき三つの類型が用意されている。それぞれを説明し、株式会社がその類型の選択をどのように行うか示しなさい。

２．P 株式会社の取締役であった Y は、2013 年 6 月に P 社取締役を退任したが、退任登記はなされず、2023 年 7 月現在、そのまま Y が取締役として登記されている。2019 年に、A が P 社の代表取締役に就任したが、その放漫経営により P 社は破綻に瀕している。このため、P 社に対し貸金債権を有する X 銀行は、P 社から債権を回収できないこととなり、2023 年 7 月、これによる損害の賠償を Y に請求した。X の請求は認められるか。

労働法

次の２問中から１問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

１．コンビニエンスストアチェーンのフランチャイズ店のオーナーであり店長である者が、本部との団体交渉を求めて組合を作った。この組織が労働組合法上の労働組合と認められるための要件の一つである労働者性を、どのような考え方で判断するべきかを論じなさい。

２．職務職能給制度を導入している会社において、女性労働者が、昇格において差別されていると裁判所は認定した。この場合、裁判所は会社に対して、女性労働者の昇格を命じる内容の判決を出すことができるかを論じなさい。

国際私法

次の２問中から１問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

１．遺贈の準拠法について論じなさい。

２．不正競争行為の準拠法について論じなさい。

知的財産法

次の２問中から１問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

１．特許法 101 条 2 号のみなし侵害（いわゆる非専用品型間接侵害）について論じなさい。

２．著作権法 32 条 1 項（いわゆる適法引用）について論じなさい。

経済法

次の２問中から１問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

１．私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 2 条 6 項における「共同して…相互にその事業活動を拘束し、又は遂行する」の解釈に関する判例及び学説上の議論を説明したうえで、「暗黙の合意」の意味と立証のあり方について論じなさい。

２．私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 2 条 9 項 4 号の要件について説明したうえで、再販売価格の拘束に「正当な理由」が認められるのはどのような場合かについて論じなさい。

2024年度　法学研究科　前期課程
2月実施入学試験　論文試験問題

注意事項

＊開始の指示があるまで解答を始めないでください。

＊指定の六法および国際条約集以外は使用できません（字句の書き込みのあるものは使用できません）。

＊出願時に届け出た科目で受験してください（科目変更はできません）。

＊答案用紙は必ず1問ごとに1枚使用し、解答欄の冒頭に選択した問題の番号を明記してください。　**例　→　「問題1.」**

＊入試種別により試験時間が異なりますので注意してください。

＊試験開始後、答案用紙上部の記入欄に研究科名・専攻名・課程・受験科目名・受験番号・氏名を記入してください。

記入例：

研究科名	専攻名	課程	受験科目名	受験番号	氏名
法学研究科	法学専攻	前期	民　法	31〇〇〇〇〇〇	立命　太郎

＊試験時間：前期課程

一般入試（リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コース）	10:00～11:00　論文試験（1科目）
外国人留学生入試（研究コース）	10:00～13:00　論文試験（2科目）
外国人留学生入試（リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コース）	10:00～12:00　論文試験（1科目）

2024年度 法学研究科 2月実施入学試験 論文試験問題

法哲学

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1．人間以外の動物に法的権利を付与することの是非について論じなさい。

2．アメリカにおける「法と経済学」の展開について論じなさい。

憲法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1．生命・身体の処分に関する権利、とくに「身体への侵しゅう（しんしゅう）を受けない自由」について、判例に言及しつつ論じなさい。

2．国政調査権について、憲法 41 条で国会が「国権の最高機関」であると定められていることの意味を踏まえつつ、論じなさい。

税法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1．憲法 14 条に基づく平等原則から導かれる税法の基本原則について説明した上で、その原則と所得税や消費税との関係性について論じなさい。

2．以下の設問に答えなさい。

(1) 譲渡所得に対する課税の趣旨について、判例および学説を踏まえて述べなさい。

(2) 夫婦である A と B が離婚することになった。この離婚に伴い、A は自己所有の不動産（取得価額 3,000 万円、時価 8,000 万円）を B に財産分与した。この場合の A と B の課税関係について、(1) で述べたことを踏まえて論じなさい。

参考条文：所得税法 33 条　譲渡所得とは、資産の譲渡（･･･）による所得をいう。

2　略

3　譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額（･･･）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

一　資産の譲渡（前項の規定に該当するものを除く。次号において同じ。）でその資産の取得の日以後五年以内にされたものによる所得（政令で定めるものを除く。）

二　資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの

4　前項に規定する譲渡所得の特別控除額は、五十万円（譲渡益が五十万円に満たない場合には、当該譲渡益）とする。

5　略

国際法

次の２問中から１問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

１．「国連安全保障理事会と国際司法裁判所は、同一の紛争に並行して権限を行使できる」という主張について、国際判例等を引用しながら、その当否を論じなさい。

２．国家承認及び政府承認について論じた上で、国連での加盟承認及び代表権との関係について論じなさい。

政治学

次の２問中から１問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

１．衆議院の選挙制度は小選挙区制を中心としたものである。小選挙区制度はどのような政党システムをもたらすと予測されるかを示した上で、第二次安倍政権以降の日本の政党システムの特徴を特に野党の動きに注目して説明し、予測と実態の差異が生じる理由を論じなさい。

２．民主主義国家の執政制度として、議院内閣制と大統領制、そしてそのハイブリッド型の制度がある。これらの制度の主な特徴と、それらがもたらしうる政治的帰結について、具体的な国や事例を挙げながら論じなさい。

国際政治論

次の２問中から１問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

１．核抑止理論の重要な議論を紹介し、大量破壊兵器の存在が、国際秩序に与えた影響について論じなさい。

２．アジアの冷戦史における朝鮮戦争の意義について論じなさい。

民法

次の４問中から１問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

１．権利能力なき社団の法理と法人格否認の法理についてそれぞれ論じなさい。

２．民法 110 条の表見代理の要件について論じなさい。

３．背信的悪意者について論じなさい。

４．危険負担について論じなさい。

民事訴訟法

次の２問中から１問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

１．令和４年民事訴訟法改正による「民事裁判の IT 化」のメリットとデメリットについて論じなさい。

２．否認と抗弁の違いについて具体例を挙げながら論じなさい。

知的財産法

次の２問中から１問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

１．特許権者の許諾の下で製造販売された特許製品に加工を施した製品の販売が特許権の侵害となるのは、どのような場合かについて論じなさい。

２．写真の著作物性について論じなさい。

2024年度　法学研究科　後期課程
2月実施入学試験　論文試験問題

注意事項

＊開始の指示があるまで解答を始めないでください。

＊指定の六法および国際条約集以外は使用できません（字句の書き込みのあるものは使用できません）。

＊出願時に届け出た科目で受験してください（科目変更はできません）。

＊答案用紙は必ず1問ごとに1枚使用し、解答欄の冒頭に選択した問題の番号を明記してください。　**例　→　「問題1.」**

＊入試種別により試験時間が異なりますので注意してください。

＊試験開始後、答案用紙上部の記入欄に研究科名・専攻名・課程・受験科目名・受験番号・氏名を記入してください。

記入例：

研究科名	専攻名	課程	受験科目名	受験番号	氏名
法学研究科	法学専攻	後期	民　法	31〇〇〇〇〇〇	立命　太郎

＊試験時間：後期課程

一般入試	10:00～13:00　外国語科目（2科目） ※ 出願時届出者は、外国語科目1科目を専門科目に代えて受験
外国人留学生入試	10:00～12:00　論文試験　（1科目）

2024度 法学研究科 2月実施入学試験 後期課程　論文試験問題

民事訴訟法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1．債務不存在確認訴訟の機能について論じなさい。

2．民事手続法における法人格否認の法理について論じなさい。

知的財産法

次の2問中から1問を選択して解答しなさい。解答の最初に選択した問題番号を明記すること。

1．特許法101条2号のみなし侵害（いわゆる非専用品型間接侵害）について論じなさい。

2．データベースの著作物性について論じなさい。

【後期課程　一般入試（研究コース）】
2024年度　法学研究科
２月実施入学試験　英語　試験問題

注意事項

＊ＡＢＣ の英文のうち、２問を選んで全文を和訳しなさい（注・出典は除く）。

＊開始の指示があるまで解答を始めないでください。

＊外国語辞書の持込は可（ただし、電子辞書等は認めません）。

＊答案用紙は必ず１問ごとに１枚使用し、解答欄の冒頭に選択した問題の番号ＡＢＣを明記してください。　**例　→B**

＊試験開始後、答案用紙上部の記入欄に研究科名・専攻名・課程・受験科目名・受験番号・氏名を記入してください。

記入例：

研究科名	専攻名	課程	受験科目名	受験番号	氏名
法学研究科	法学専攻	後期	英語	31○○○○○○	立命　太郎

＊試験時間：後期課程

一般入試	10:00～13:00　外国語科目（２科目） ※ 出願時届出者は、外国語科目１科目を専門科目に代えて受験

〔 A 〕

Equality rights seem to be fundamental to the very idea of a democratic constitution. Perhaps this is partly because the value of equality is so intimately connected with political legitimacy. No government or public authority can claim legitimacy if it does not treat people, in some important sense, *as equals*. This may be because it is a deep moral truth about us that we are all, in fact, of equal value. Or, more modestly, we may prefer to claim only that a democratic state must, for political purposes, assume that the people that it governs are all of equal value and hence are deserving of equal respect. Either way, political legitimacy seems to require that the state acknowledge that it stands under an obligation to treat those whom it governs as equals.

In this respect, equality arguably differs from many of the values that ground other kinds of rights that are commonly given constitutional protection, such as mobility rights or rights to freedom of expression, association, or religion. One can imagine a democratic society that simply chooses not to give constitutional protection to one of these other kinds of rights. We might criticize this society's decision on a number of different grounds: for instance, that it fails to acknowledge the full moral importance of these interests; that it is unjust; or that it is illiberal. But most theories of political legitimacy, whether procedural or substantive, would not imply that such a government was thereby rendered illegitimate. By contrast, a democratic government that refused to recognize a constitutional obligation to treat individuals as equals would seem illegitimate, on most plausible conceptions of political legitimacy.

【出典】
Reprinted from *Philosophical Foundations of Constitutional Law*, by David Dyzenhaus and Malcolm Thorburn.
Copyright © 2016 Oxford University Press. Reproduced with permission of the Licensor through PLSclear.

〔 B 〕

At the time of the adoption of the BC 注 in 1886, recording media had not been developed to any substantial extent. The question of whether performers who performed works could be considered 'authors' of the performance — and thus fall within the scope of the Convention — did not become prominent until recording and playback equipment became more widespread. Only then did unauthorized re-use and re-exploitation of the performance become a potential threat to the performers' control over the performance. The issue of protection against unauthorized re-exploitation of performers' performances was raised by delegates at the conference, along with the question of whether performers could be categorized as authors of their performances of works.

The issue of copyright for performers was brought up regularly during the periodic treaty revisions — in connection with various proposals to extend and clarify the scope of protection conferred by it. The issue of potential copyright for performers often arose in connection with the invention of new technology. Copyright has, as a general observation, been referred to as 'technology's child from the start', as clearly illustrated by the issues relating to performers' performances.

The starting point for the debate was a statement in a protocol from the 1886 Conference of Delegates to the effect that instruments for the mechanical reproduction of a composition (work) were not considered an infringement of the reproduction right of the composer: 'It is understood that the manufacture and sale of instruments for the mechanical reproduction of musical airs which are copyrighted, shall not be considered as constituting an infringement of musical copyright.' The conflict of interest between composers and the music industry (instrument sellers and manufacturers) led to a demand for revision of the provision during the Paris Conference of 1896.

注 Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works (BC), 9 September 1886.

【出典】

Irina Eidsvold-Tøien and Are Stenvik, "Copyright for performers — an obligation under international law," *Journal of Intellectual Property Law and Practice*, 2023, vol. 18, No. 10.

〔 C 〕

The insurance industry today transacts vast amounts of business, not just in Britain but overseas. The risks that it covers can be classified in several different ways. It is worthwhile explaining two of these classifications because they relate to some important legal distinctions.

~~First and Third Party Insurance~~

First, one can distinguish first party insurance, under which someone insures their own life, house, factory or car, etc. from third party or liability insurance, that is, someone insuring against their potential liability in law to pay damages to another. Of course, first and third party aspects may well be combined in the same policy. The law reflects this difference, first by demanding that some third party insurances should be compulsory, and secondly by recognising that in practice, third party insurance involves the third party as much as the insured person. Often in practice, for example, the victim of a car accident may talk in terms of claiming from the negligent driver's insurer rather than from the driver, which in law is the correct way of expressing the position. The law has deemed that in certain cases the third party should be protected from the strict contractual rights and liabilities between insured and insurer. Although this book is not concerned with the economics of insurance, it is worth pointing out that in general the third party insurance system is much more expensive and less efficient to operate than first party insurance. This factor, among others, has led some commentators to conclude that in certain areas, especially road and work accidents involving personal injury or death, the present system of third party insurance backing up a system of liability in tort should be replaced by first party insurance.

【出典】
Used with permission of Sweet & Maxwell, from *Birds' Modern Insurance Law,* by John Birds, 2019; permission conveyed through Copyright Clearance Center, Inc.